

退職給付会計の見直しに関する検討について（要望書）

現在、企業会計基準委員会および退職給付専門委員会において、退職給付に係る会計基準の見直しが行われており、退職給付債務の計算に使用する割引率の平滑化についても検討されています。

割引率の平滑化には、長期の債券の利回りの一過性の歪みを補正できるという重要なメリットがあると認識しております。しかし、その一方で、国際的な会計基準の収斂への対応が必要であることも併せて認識しております。

以上の認識をもとに、別紙のとおり要望いたしますので、国際会計基準および米国会計基準における現行の取扱いも踏まえ、ご検討下さるようお願いいたします。

平成20年2月4日

企業年金連合会

理事長 加藤 丈夫

企業会計基準委員会

委員長 西川 郁生 殿

退職給付会計の見直しに関する検討について

平成20年2月4日

企業年金連合会

我が国では退職給付債務の計算において「割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる」(割引率の平滑化)としている。これに対し、欧米では割引率の平滑化を行わない一方、一定幅を設け超過額のみを一定期間にわたり償却することができる回廊アプローチが用いられており、これにより一過性の利回りの変動による期間損益の歪みの補正が図られている。このような状況の下で、退職給付債務の計算のあり方の見直しが避けられない場合には、次のとおり要望する。

要 望

割引率の平滑化が廃止される場合には、国際会計基準および米国会計基準において設けられている回廊アプローチを設ける必要がある。

理 由

1. 費用処理の対象範囲の公平性

国際会計基準および米国会計基準においては、回廊アプローチにより一定幅()を超えた部分のみ費用処理すればよい。これに対し我が国のみ回廊アプローチを設けず全額の損益認識を強制することは、国際的な企業間の比較において大きな差異を生じさせることとなる。

退職給付債務が年金資産のいずれか大きい方の10%

2．適切な期間損益の開示

回廊アプローチを設けずに割引率の平滑化が廃止される場合には、長期にわたる退職給付について、短期の一過性の利回りの変動により、大きな変化が生じたかのように損益認識することとなる。これは企業の適切な期間損益の開示とは言えない。

期間損益への影響（モデルケース）

設定

従業員（連結）	1万人
退職給付の見込支払日までの平均期間	20年
平均残存勤務年数	10年
退職給付債務（割引率 2.4%）	971億円
（割引率 2.2%）	1,010億円
（割引率 1.5%）	1,159億円

利回り（20年国債応募者利回り）

	2002年3月	2003年3月
平滑化（5年平均）	2.4%	2.1%
期末一時点	2.2%	1.5%

影響

回廊の有無により、期間損益に10～101億円の差異が生じる。

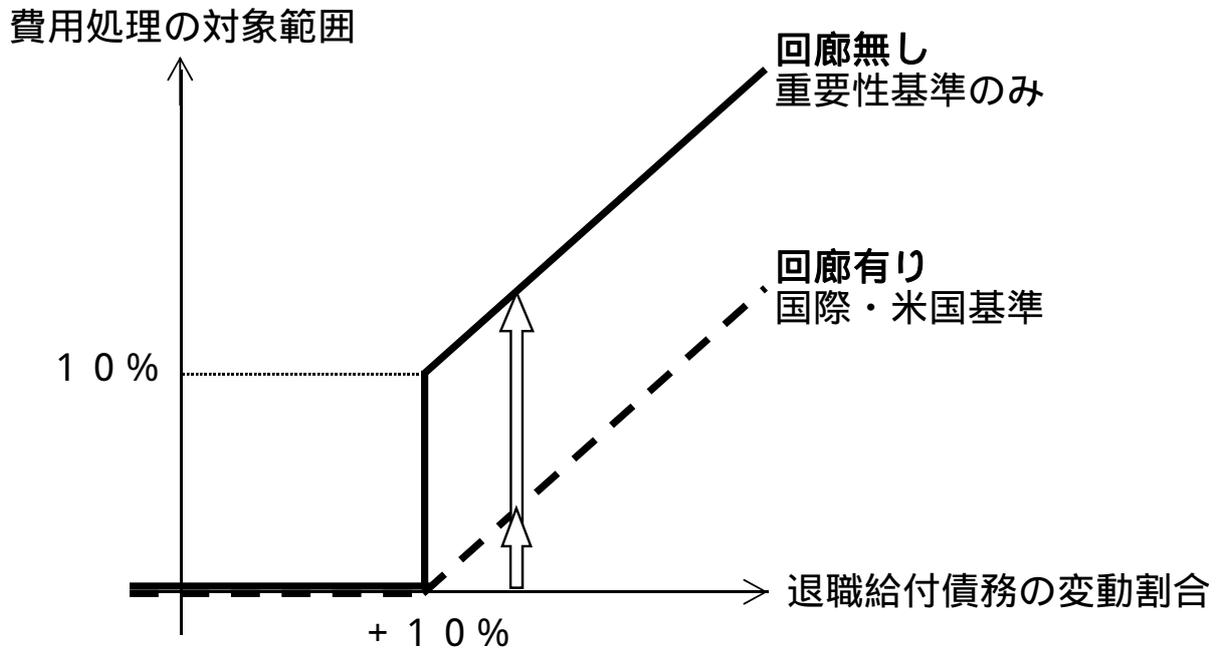
（億円）

	期間損益への影響額	
	一括償却	10年償却
平滑化（現行規定）（2.4%→2.4% 1）	0	0
期末一時点・回廊あり 2（2.2%→1.5%）	48	5
期末一時点・回廊なし （2.2%→1.5%）	149	15

差額 101億円 差額 10億円

- 1 割引率の変更を必要としない範囲であるため2.4%を見直さないことができる。
- 2 回廊を退職給付債務の10%、他の数理計算上の差異を0としている。

費用処理の対象範囲



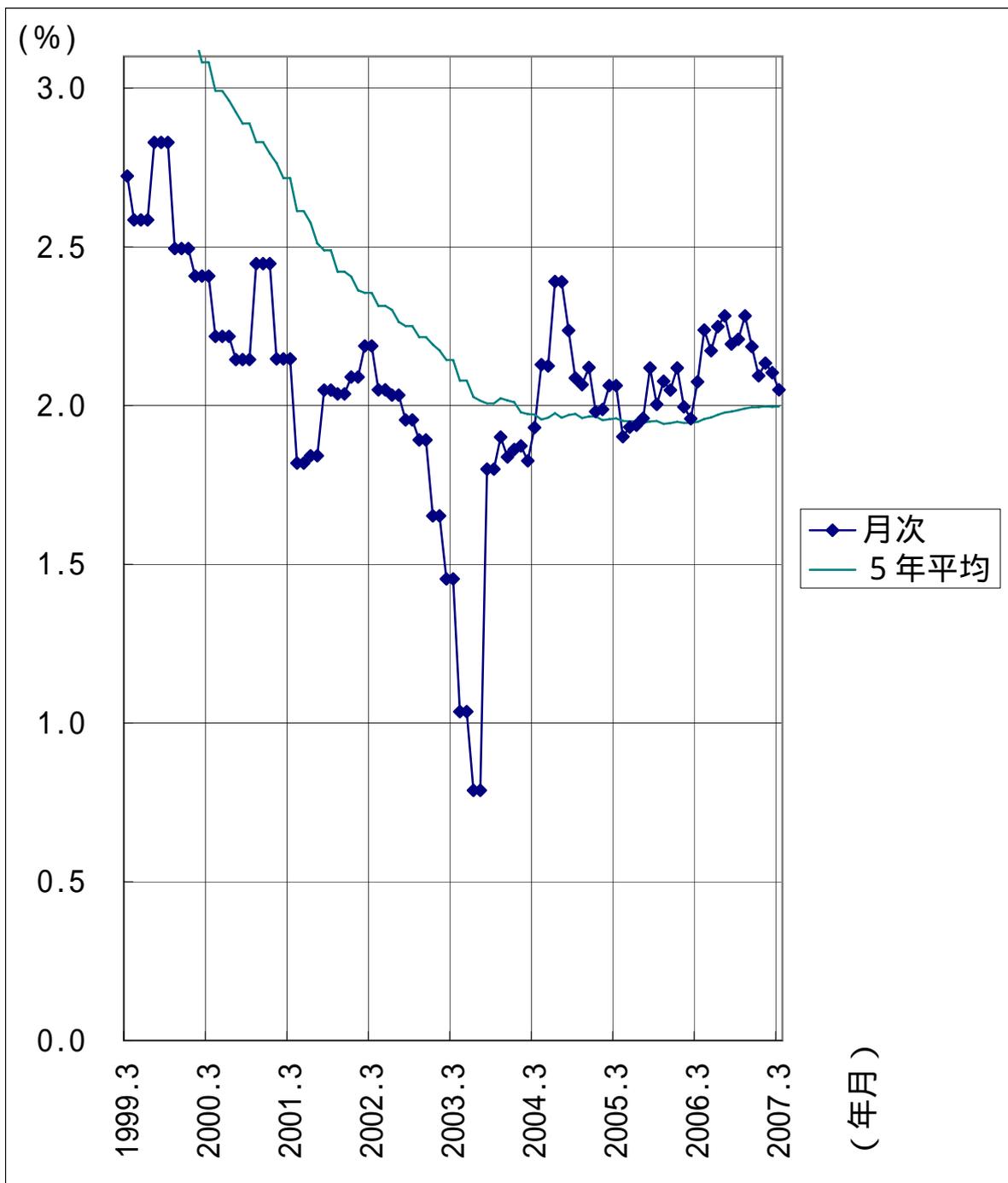
退職給付債務の変動が10%を超えた場合

- ・ 国際会計基準および米国会計基準では、超えた部分のみ費用処理すればよい。
- ・ 回廊を設けない場合、その全額を費用処理しなければならない。

例：11%の変動

- ・ 国際会計基準および米国会計基準・・・1%について費用処理すればよい。
- ・ 回廊を設けない場合・・・・・・11%を費用処理しなければならない。

利回りの推移 (20年国債応募者利回り 月次)



- ・ 利回りの変動 (ボラティリティー) は大きい。